

# 令和 7 年第 4 回小城市議会定例会提案理由 (令和 7 年 12 月 1 日開会)

令和 7 年第 4 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会に提案いたしております議案について、提案理由を御説明申し上げます。

議案第 73 号 小城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び小城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、人事院勧告による国の指定職俸給表の適用を受ける職員の給与改定に伴い、市議会の議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するものでございます。

次に、議案第 74 号 小城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、県人事委員会勧告等に鑑み、給料表、期末手当及び勤勉手当の支給割合等を改定するものでございます。

次に、議案第 75 号 小城市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、小城市芦刈保健福祉センターの一部を「公益社団法人 佐賀県農業公社」及び「一般社団法人 佐賀県農業会議」に貸し付けることに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 76 号 小城市火入れに関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、佐賀中部広域連合火災予防条例の

一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 77 号 小城市生きがいデイサービスセンター条例を廃止する条例について申し上げます。

これは、施設の老朽化に伴い、小城市生きがいデイサービスセンターを廃止することとしたため、条例を廃止するものでございます。

次に、議案第 78 号 小城市教育振興基金条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、佐賀県 P T A 連合会基金の全額を目的の使途に使用することに伴い、当該基金を廃止するため、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 79 号 小城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 80 号 小城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について申し上げます。

これは、児童福祉法の改正により、新たに「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が創設されたことに伴い、市が、事業を実施する保育所等の認可基準を定める必要があるため、新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第 81 号 小城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 82 号 小城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 83 号 工事請負契約の変更について申し上げます。

これは、令和 7 年度 岩松小学校 屋根及び外壁改修工事について、外壁改修工事箇所が追加になったこと等により、当初契約金額

の 1 億 3,944 万 9,200 円を 1 億 4,357 万 2 千円に変更するものでございます。

次に、議案第 84 号 工事請負契約の変更について申し上げます。

これは、令和 6 年度 小城市生涯学習センター再生可能エネルギー設備等導入及び省エネ設備等改修工事について、アスベスト含有建材の撤去処分費が追加になったこと等により、当初契約金額の 8 億 2,456 万円を 8 億 4,321 万 1,600 円に変更するものでございます。

議案第 83 号及び議案第 84 号の 2 議案につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 85 号 小城市小城体育センター等の指定管理者の指定について申し上げます。

これは、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間、一般財団法人小城市スポーツ協会を指定管理者に指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

対象施設は、小城市小城体育センター、小城市三日月体育館、小城市牛津体育センター、小城市芦刈文化体育館、小城市牛津武道館、小城市三日月グラウンド、小城市牛津運動公園及び小城市芦刈運動公園の 8 施設でございます。

続きまして、決算関係議案について御説明申し上げます。

議案第 86 号 令和 7 年度小城市病院事業会計決算認定について申し上げます。

令和 7 年度の業務量は、市民病院の閉院により 4 月から 6 月までの 3 か月分で、

- |         |         |
|---------|---------|
| ・入院患者延数 | 3,298 人 |
|---------|---------|

- ・ 1 日 平 均 患 者 数 36. 24 人
  - ・ 病 床 利 用 率 36. 61%
  - ・ 外 来 患 者 延 数 7, 316 人
  - ・ 1 日 平 均 患 者 数 118 人
- となつております。

- 収益的収入及び支出につきましては、
- ・ 医 業 収 益 1 億 9, 215 万 00593 円
  - ・ 医 業 費 用 2 億 8, 750 万 7, 960 円
  - ・ 医 業 損 失 9, 535 万 7, 367 円
  - ・ 医業外収益 4, 263 万 2, 139 円
  - ・ 医業外費用 551 万 5, 028 円
  - ・ 医業外利益 3, 711 万 7, 111 円
- となつております。

当年度の経常損失は、5, 824 万 256 円でございますが、特別利益として 3 億 2, 344 万 5, 040 円を計上し、事業收支は 2 億 6, 520 万 4, 784 円となつております。

続きまして、予算関係議案について御説明申し上げます。

議案第 87 号 令和 7 年度小城市一般会計補正予算（第 3 号）について申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 2 億 8,711 万 8 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 277 億 2,367 万 9 千円とするものでございます。

第 2 表 繰越明許費補正につきましては、「地域農業水利施設ストックマネジメント事業」から「林業施設災害復旧事業」までの 4 事業を追加するものでございます。

第 3 表 地方債補正につきましては、「農地及び農業用施設災害復旧事業」及び「林業施設災害復旧事業」の 2 事業を追加し、「農業排水施設維持管理事業」から「基幹水利施設管理事業」までの 7 事業の限度額を変更するものでございます。

補正の主なものについて、歳出から御説明申し上げます。

### 第3款 民生費

「介護給付費・訓練等給付費支給事業」につきましては、障害福祉サービスの給付費増加に伴う追加経費を、また、「子どものための教育・保育給付事業」につきましては、公定価格の改定等に伴う民間保育所運営費の追加経費などをそれぞれ計上しております。

### 第8款 土木費

「橋りょう補修事業」につきましては、安心橋架替え工事に伴う周辺家屋の事後調査結果に基づく家屋補修等の補償金などを計上しております。

「市営住宅維持管理事業」につきましては、国庫支出金の交付決定に伴う西新町団地の外壁等改修工事費の減額分などを計上しており

ます。

## 第 10 款 教育費

「放課後児童健全育成事業」につきましては、物価高騰に伴う放課後児童クラブ運営費の追加経費を計上しております。

「学校給食費物価高騰対策事業」につきましては、米価高騰に伴う費用を支援するための追加経費を計上しております。

## 第 11 款 災害復旧費

「三里北部地区鉱害復旧農業施設維持管理事業」につきましては、第一貯水槽の揚水ポンプ電動機及び真空ポンプの経年劣化等に伴う更新工事費を計上しております。

「農地及び農業用施設災害復旧事業」につきましては、令和 7 年 6 月以降の豪雨で被災した農地及び農業用施設の復旧工事費などを

計上しております。

「林業施設災害復旧事業」につきましては、令和7年8月の豪雨で被災した林業施設の復旧工事費を計上しております。

このほか、県人事委員会勧告等に鑑み、給与改定等による職員・会計年度任用職員等の入件費を補正しております。

続いて、歳入について申し上げます。

歳入につきましては、事務事業に伴う国・県支出金、分担金及び負担金、繰入金、市債などのほか、市税、財産収入などを計上し、財政調整基金繰入金により財源調整をしております。

次に、議案第88号 令和7年度小城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 7,696 万 4 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 51 億 761 万円とするものでございます。

補正の主なものにつきましては、歳入では、県支出金の普通交付金を、歳出では、療養給付費、高額療養費等をそれぞれ計上しております。

次に、議案第 89 号 令和 7 年度小城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 459 万 9 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 7 億 9,470 万 2 千円とするものでございます。

補正の主ものにつきましては、歳入では、国庫補助金を、歳出では、子ども・子育て支援金創設に伴うシステム改修費をそれぞれ計上しております。

次に、議案第 90 号 令和 7 年度小城市水道事業会計補正予算（第 2 号）について申し上げます。

まず、収入から御説明申し上げます。

収益的収入につきましては、既定の予算に 281 万 1 千円を増額し、補正後の予算の総額を 3 億 3,517 万 4 千円とするものでございます。

これは、営業収益の負担金、営業外収益の受取利息及び配当金を増額しております。

資本的収入につきましては、補正はございません。

続いて、支出について申し上げます。

収益的支出につきましては、既定の予算に 281 万 1 千円を増額し、補正後の予算の総額

を 3 億 3,517 万 4 千円とするものでござります。

これは、主に消火栓交換工事に伴い、受託工事費を増額しております。

資本的支出につきましては、既定の予算から 1,238 万 3 千円を減額し、補正後の予算の総額を 3 億 3,349 万 2 千円とするものでございます。

これは、主に監視設備更新工事の延期に伴い、配水設備改良費を減額しております。

次に、議案第 91 号 令和 7 年度小城市下水道事業会計補正予算（第 3 号）について申し上げます。

まず、収入から御説明申し上げます。

収益的収入につきましては、既定の予算から 6 万 4 千円を減額し、補正後の予算の総額を 19 億 4,418 万 8 千円とするものでござい

ます。

これは、堀江地区のマンホールポンプ水位計交換に伴う除却により減額しております。

資本的収入につきましては、補正はございません。

続いて、支出について申し上げます。

収益的支出につきましては、既定の予算から 698 万 3 千円を減額し、補正後の予算の総額を 16 億 2,531 万 8 千円とするものでございます。

これは、主に企業会計システム更新費用の予算組替えに伴い、委託料を減額しております。

資本的支出につきましては、既定の予算に 353 万 7 千円を増額し、補正後の予算の総額を 18 億 1,665 万 4 千円とするものでござい

ます。

これは、主に県人事委員会勧告等に伴い人件費を増額するものです。

続きまして、人事関係議案について御説明申し上げます。

議案第 92 号 小城市監査委員の選任について申し上げます。

これは、監査委員の 永松 ながまつ 和久 かずひさ 氏が令和 8 年 2 月 28 日をもって任期満了となりますので、後任の監査委員として 永松 ながまつ 和久 かずひさ 氏を再度選任するため、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第 80 号 小城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に関連する議案について御説明申し上げます。

議案第 93 号 小城市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について申し上げます。

これは、こども誰でも通園制度が創設されたことにより、乳児等通園支援事業を実施する保育所等が、給付を受ける対象として適切な運営を行っているかを確認するための基準を定める必要があるため、新たに条例を制定するものでございます。

続きまして、報告案件について御説明申し上げます。

報告第 17 号 債権放棄の報告について申し上げます。

小城市国民健康保険病院事業診療費債権について、小城市債権管理条例第 9 条第 1 項の規定により、令和 7 年 6 月 30 日付で債権の放棄をしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次に、専決処分の報告について申し上げます。

### 報告第 18 号

令和 7 年 5 月 19 日午後 4 時 30 分頃、職員が市営芦刈漁港で公用車を後退させる際、陸上で保管されていた漁船の支持材に接触し、その衝撃により漁船が転倒したことで、漁船の一部を損傷させたものについて、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 3 号の規定により、令和 7 年 9 月 3 日付で専決処分をしております。

### 報告第 19 号

令和 7 年 4 月 3 日午後 1 時 30 分頃、市が管理する小城公園において、園内通路の管理不備により利用者を負傷させたものについて、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 1 号及び第 3 号の規定により、令和

7年10月14日付けて専決処分をしております。

### 報告第20号

令和7年8月22日午後2時30分頃、職員が市営牛津団地以西の市有地を除草作業中、草刈機で石をはね、同団地内に駐車中の車両後部ガラスを損傷させたものについて、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により、令和7年10月17日付けて専決処分をしております。

### 報告第21号

令和7年9月19日午前10時30分頃、職員が市所有の可燃物収集車を後退させる際、相手方敷地のごみステーションに接触し、ごみステーションの一部を損傷させたものについて、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定により、令和7年10月27日付けて専決処分をしております。

報告第 18 号から報告第 21 号までの 4 件につきましては、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

以上、本定例会に提案をいたしております議案などにつきまして、その概要を御説明申し上げました。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。